松 本 大 学 大 学 院 学 則

学校法人松商学園

松 本 大 学

松 本 大 学 大 学 院 学 則

第１章　　総　　則

（趣　旨）

第１条　この学則は松本大学学則第６条第２項の規定に基づき、松本大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目　的）

第２条　本大学院は、松本大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、基礎研究を推進し、高度かつ専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥な学識を極めて、学術、文化の進展に寄与する人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第３条　本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本大学院の教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価を行うにあたり、項目の設定、実施体制等については別に定める。

第２章　　研究科の組織及びその目的

（組　織）

第４条　本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

健康科学研究科　　修士課程　　健康科学専攻

（研究科の目的）

第５条　前条に定める研究科の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

健康科学研究科は、健康維持・増進を図るために栄養や運動を中心とする健康科学について深奥な学識を授けると共に専門分野における理論と応用の研究能力および実践力を養い、それを備えた高度な専門的職業人を養成し社会に貢献することを目的とする。

（収容定員）

第６条　本大学院研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
健康科学研究科	健康科学専攻	6	１２

第３章　　修業年限、在籍期間、学年、学期及び休業日

（修業年限）
第７条　修士課程の標準修業年限は２年とする。

（在籍期間）
第８条　修士課程において４年を超えて在籍することはできない。ただし、在籍期間の計算にあたっては、第３２条の休学期間は、在籍期間に算入しない。

（学　年）
第９条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学　期）
第10条　学年は次のとおりとする。
前学期　　４月１日から９月３０日まで
後学期　　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）
第11条　休業日は次のとおりとする。
日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
本学の開学記念日（４月２８日）
春期休業日　　夏期休業日　　冬期休業日　（本学学年暦による）
２　必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
３　第１項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第４章　　授業科目・単位及び履修方法

（研究科の教育）
第12条　研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。
２　研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

（授業科目）
第13条　研究科に開設する授業科目及びその単位数は、別表１のとおりとする。

（単位の計算）
第14条　授業科目に対する単位の計算方法は、松本大学学則第２４条の規定を準用する。

（履　修）
第15条　授業科目の選択に当たっては、予め指導教員の指導を受け、履修の届出を行うものとする。
２　授業科目の履修については、別に定める「研究科履修規程」による。

（他大学院における授業科目の履修）

第16条　本大学院は、教育研究上必要があると認めたときは、別表１に定める授業科目のほか、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

２　前項の規定により履修した授業科目について履修した単位は、１０単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第17条　本大学院において、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること（以下「長期履修学生」という。）を希望する旨を申し出たときは、研究科において支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

２　前項に規定するもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

（学部授業科目の履修）

第18条　教育研究上必要があると認めたときは、研究科は、本学学部の授業科目を４単位に限り履修することができる。

２　前項により修得した学部の単位は、研究科の課程修了の要件となる単位とはしない。

（入学前の既修得単位の認定）

第19条　本大学院研究科が教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院研究科において修得したものとみなすことができる。

２　前項により、本大学院研究科において修得したものとみなすことが出来る単位数は、第１６条により研究科の課程修了の要件となる単位数と合わせて１０単位を超えないものとする。

第５章　　課程修了の認定

（試　験）

第20条　履修科目については試験を行う。試験は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

２　病気その他やむを得ない事由のため試験を受けられなかった者には、願い出により追試験を行うことがある。

３　成績の評価は、秀（優のうち特に秀でた成績）・優（８０点以上１００点）・良（７０点以上７９点）・可（６０点以上６９点）・不可（５９点以下）の４種類とし、秀・優・良・可を合格とし所定の単位を与える。不可は不合格となる。

（課程の修了）

第21条　本大学院の修士課程の修了要件は、当該課程に２年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、第１３条に定める授業科目から必修科目を含め３０単位以上を修得し、修士の学位論文審査及

び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

（最終試験）
第22条　最終試験は、学位論文を中心として筆記又は口頭により行う。

第６章　　学位の授与

（学　位）
第23条　研究科委員会において第２０条に定める要件を充たしたと認められる者に対し、研究科委員会の議を経て学長より学位を授与する。

（学位の種類）
第24条　大学院において授与する学位は次のとおりとする。
健康科学研究科　修士課程　　健康科学専攻　　修士（健康科学）

第25条　修士の学位論文の提出、その審査及び最終試験については別に定める。

（教育職員免許状）
第26条　教育職員免許状取得資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づき、所定の科目を履修し、その単位を取得しなければならない。
２　取得することができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	種類	教科
健康科学研究科	健康科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	保健体育
		栄養教諭専修免許状	

第７章　　入学、転学、留学、休学、退学、除籍、科目等履修生、研究生及び聴講生

（入学の時期）
第27条　入学の時期は学年の初めとする。

（入学資格）
第28条　本大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1)　学士の学位を有する者
(2)　外国において、学校教育における１６年の課程を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者
(4)　文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における１５年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者

（入学志願）

第29条　入学志願者は、別表２に定める入学検定料を添え、指定期日までに所定の必要書類を提出しなければならない。

（入学試験）

第30条　入学志願者に対しては、書類選考並びに入学試験を行う。

２　入学試験に合格した者の所定の手続きの完了をまって、学長はこれに入学の認証を与え入学を許可する。

（入学の手続き）

第31条　入学を許可された者は、速やかに誓約書その他所定の書類を保証人連署のうえ提出しなければならない。

（転　学）

第32条　他大学の大学院に転学を希望する者は、事前に学長の許可を受けなければならない。

（留　学）

第33条　学生は、学長の承認を受けて在学中に外国の大学に留学し学修することができる。

２　前項の取扱いについては別に定める。

（休学及び復学）

第34条　病気又はやむを得ない事由により休学を願い出る者に対して学長はこれを許可することがある。ただし、休学許可の有効期限は当該年度限りとする。

２　休学は、願い出でにより許可された者に限り、更に１カ年延長することができる。

３　休学者が復学しようとする場合は、学長の許可を受けなければならない。

４　休学の学期に対する授業料は徴収しない。ただし、在籍料を徴収する。

（退　学）

第35条　退学しようとする者は、その理由を付し事前に学長の許可を受けなければならない。

２　前項による退学者が再入学を希望する場合は、これを許可することがある。

（除　籍）

第36条　次の各号の一に該当する者は、除籍とする。

(1)　理由なく指定期日までに学費を納入しない者

(2)　所定の休学期間終了後も復学しなかった者

(3)　最長在籍年限を超えた者

(4)　本大学院からの再三の連絡、呼び出しに応じない者又は行方不明となった者
(5)　その他本学の定める所定の手続きを怠った者
２　前項による除籍者が再入学を希望する場合は、学長がこれを許可することがある。

（科目等履修生）
第37条　本大学院の学生以外の者で本大学院研究科における授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考査し、研究科委員会の議を経て学長が科目等履修生として受け入れることがある。
２　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）
第38条　本大学院の学生以外の者で本大学院研究科において特定事項の研究を希望する者（他大学大学院又は企業・公共団体等からの委託によって一定期間指導教員の指導を受け、特定事項の研究に従事する者を含む。）があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考査し、研究科委員会の議を経て学長が研究生として受け入れを許可することがある。
２　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）
第39条　本大学院の学生以外の者で本大学院研究科における授業科目の聴講を希望する者（他大学大学院又は企業・公共団体等からの委託によって特定事項の授業科目の聴講を目的とする者を含む。）があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考査し、研究科委員会の議を経て学長が聴講生として受け入れを許可することがある。
２　聴講生に関し必要な事項は、別に定める

第８章　　納入金

（入学時納入金）
第40条　入学を許可された場合は、別表２に定める入学金及び学費を指定期日までに納入しなければならない。
２　入学手続きを完了した者が、指定期日までに入学辞退を申し出た場合、入学金を除き学費を返還する。

（学　費）
第41条　本大学院在学者の学費は指定期日までに納入しなければならない。
２　既納の納入金は、指定期日までに休学又は退学の申し出があった場合、別の定めにより返還することがある。

（納入金の減免等）
第42条　学費減免の取扱いについては、別に定める。

（受講料等）
第43条　科目等履修生、研究生及び聴講生は、別に定める受講料及び諸費の総額を指定期日までに納入しなければならない。
２　既納の受講料等は、理由の如何にかかわらずいっさい返還しない。

第９章　賞　罰

（表　彰）
第44条　人物及び学業に優れ他の学生の模範と認められる者に対して、研究科委員会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

（懲　戒）
第45条　学生が法令、大学院その他の諸規則に違反した場合は、研究科委員会の議を経て学長がこれを懲戒する。
２　懲戒は、訓告、停学、及び処分退学とする。

（処分退学）
第46条　次の各号の一に該当する者は、処分退学とする。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　学力劣等で改善の見込みがないと認められる者
(3)　正当な理由なく出席常でない者
(4)　学校の秩序を乱す等、学生としての本分に反した者
２　前項による処分退学者については、再入学を認めない。

第10章　教員及びその組織

（教　員）
第47条　本大学院の教員は、本学の教授、准教授及び専任講師をもってこれに充てる。このほか客員教員及び非常勤講師を置くことができる。これらについては別に定める。

（研究科委員会）
第48条　研究科の運営に関する事項を審議し、学長に意見を述べるために研究科委員会を置く。
２　研究科委員会の組織及び運営については別に定める。

（各種委員会）
第49条　大学院に各種委員会を置く。
２　各種委員会の組織及び運営については別に定める。

第11章　事務組織

（事務組織）
第50条　本大学院の事務組織については別に定める。

第12章　　雑　　則

（松本大学の学則）
第51条　この学則において特に定めのない事項については、「松本大学学則」の例による。

附則
1　本学則は平成23年4月1日から施行する。
2　本学則は平成24年4月1日から施行する。但し、第25条については、平成23年度入学生より適用する。
3　本学則は平成25年4月1日から施行する。但し、第13条については、平成25年度入学生より適用する。
4　本学則は平成26年4月1日から施行する。但し、第25条については、平成25年度入学生より適用する。
5　本学則は平成27年4月1日から施行する。
6　本学則は平成28年4月1日より施行する。

別表１

（健康科学研究科）

科目区分		科目名	配当年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
専門基礎科目		健康科学特論	1前	2			
		健康運動学特論	1前		2		
		運動生理学演習	1前集中		2		
		神経生理学特論	1後		2		
		スポーツ栄養学特論	1前集中		2		
		スポーツ栄養情報処理演習	1前集中		2		
		遺伝子機能解析学特論	1前		2		
		環境保健学特論	1前		2		
		生命倫理学特論	1後		2		
		健康診断学特論	1前		2		
		健康免疫学特論	1前		2		
		ゲノム科学特論	1後		2		
		内分泌学特論	1前集中		2		
		臨床心理学特論	1前		2		
		運動と脳科学特論	1後		2		
		健康と病の社会学特論（社会調査法含む）	1前		2		
専門科目	栄養科学領域	食品学特論	1前		2		
		食品微生物学特論	1後		2		
		フードマーケティング特論	1前		2		
		食･栄養教育特論	1前		2		
		食生活調査実践演習	1後		2		
		食と老化特論	1後		2		
		臨床栄養学特論	1･2前集中		2		
		病態栄養学特論	1前集中		2		
		病態栄養学演習	1後		2		
		栄養疫学特論	1前集中		2		
		分子栄養学演習	1後		2		
		公衆衛生学特論	1後		2		
		ガストロノミー論	1後		2		
	スポーツ科学領域	健康運動指導法演習	1後		2		
		加齢と健康特論	1後		2		
		レクリエーション特論	1後		2		
		健康と宇宙医学・生理学特論	1後		2		
		骨格筋生理学特論	1前		2		
		運動調節機構演習	1前		2		
		スポーツ政策特論	1前		2		
		地域スポーツ振興特論	1後		2		
		レジャー･余暇特論	1前		2		
		特別研究	1後～2通	12			
合計（39科目）				14	74	0	

※このカリキュラム表は平成28年度入学生より適当する。

別表２

大学院　健康科学研究科　学費一覧

１）平成27年度以前の入学生適用

費目	費用	備考
入学検定料	35,000円	
入学金	200,000円	（入学時のみ）
授業料	550,000円	（年　　額）
施設費	100,000円	（年　　額）
実験実習費	100,000円	（年　　額）

※本学よりの入学者は入学金を免除する。

２）平成28年度入学生適用

費目	費用	備考
入学検定料	35,000円	
入学金	200,000円	（入学時のみ）
授業料	550,000円	（年　　額）
施設費	130,000円	（年　　額）
実験実習費	100,000円	（年　　額）

※本学よりの入学者は入学金を免除する。